

第2章 宮城県の取組

1 みやぎ新しいまち・未来づくり推進構想調査研究（平成10年度）

宮城県内の市町村が将来において持続的発展を遂げるため必要な選択肢について、市町村合併という切り口からの学術的・客観的な調査研究を実施した。

調査研究に当たっては、佐々木信夫中央大学経済学部教授をはじめ、行政学・地方自治論、社会学、政策科学、地域解析・都市計画の専門家4名による委員会を設置した。

調査研究報告書では、本県における市町村合併を、①中核都市創造型、②都市移行型、③ポテンシャル開花型、④連携進化型の4区分に類型化するとともに、生活圏の一体度や市町村の相互依存度、財政的効率性等個々の事務事業ごとに望まれる客観的規模、合併に対する認識等といった基準と照らし合わせ、中長期的に考えられる県全域を視野に入れた市町村の組合せを全国に先駆けて提示した。

（1）「みやぎ新しいまち・未来づくり構想」策定委員会委員（肩書は当時のもの）

委員長 佐々木信夫（中央大学経済学部教授）

委 員 遠藤 恵子（東北学院大学教養学部教授）

委 員 増田 聰（東北大学大学院経済学研究科助教授）

委 員 横道 清孝（政策研究大学院大学助教授）

（2）みやぎ新しいまち・未来づくり構想調査研究報告書の概要

「第4章 参考資料3（P148）」参照

2 宮城県市町村合併推進要綱（平成11年度）

前年度実施された「みやぎ新しいまち・未来づくり推進構想調査研究」における結果や、総合計画に掲げられた基本戦略の1つである「地方分権の時代にふさわしい地域社会の仕組みづくり」で示された基本的な施策の方針等を踏まえ、平成12年3月に「宮城県市町村合併推進要綱（以下「要綱」という。）を策定した。

要綱は、合併旧法の期限である平成17年3月までの5年間を当面の目標期間として市町村合併を推進するため、合併に対する県の基本的な考え方や支援策等を明確にすることに加え、県内各地での市町村合併の議論が円滑に進み、より実りあるものとなるよう、市町村の関係者や地域の住民が市町村合併を検討する上での参考や目安となる事柄を示すために策定された。

また、要綱では、「みやぎ新しいまち・未来づくり推進構想調査研究報告書」で提示された市町村の組合せを基に、本県において市町村合併を推進することが適当である組合せも提示した。

加えて、副知事を本部長とし、各部長や各地方県事務所長等を委員とする「宮城県市町村合併推進本部」を庁内に設置すること等により、県としての支援体制を整備することや、公共的民間団体が行う市町村合併に向けた気運醸成のための事業費に対する助成、講演会の開催やパンフレットの配布等を通じた啓発事業の実施、合併協議会事務局への県職員の派遣、合併市町村が行う各種施設整備等に要する経費に対する財政支援など、市町村合併の推進のため県が行うべき支援等についても盛り込まれた。

なお、要綱は平成14年1月に改正され、市町村合併への取組の進展を踏まえた県としての新たな支援策が盛り込まれた。

※宮城県市町村合併推進要綱（平成12年3月）は「第4章 参考資料4（P182）」参照

3 宮城県市町村合併推進本部の設置(平成12年度～平成16年度)

市町村合併を推進するための支援策等をより総合的かつ効果的に実施するため、府内の各部局の主管課長等からなる「みやぎ新しいまち・未来づくり連絡調整会議」を発展的に解消し、平成12年4月に「宮城県市町村合併推進本部」を設置した。

また、より地域に密着した市町村合併のあり方等を検討するために、気仙沼地方振興センター又は各地方県事務所の所管する区域ごとに「宮城県市町村合併推進本部」地方支部も設置した。

なお、推進本部会議は平成16年度までに計34回にわたり開催され、平成13年の総務事務次官通知に基づく合併重点支援地域の指定や合併協議会から協議のあった市町村建設計画等について審議してきたが、合併旧法の期限を控えた平成17年3月28日をもって発展的に解消し、市町村への支援をより総合的かつ効果的に実施するために同日付で設置された「宮城県市町村支援本部」にその所掌事項を引き継いだ。

〈宮城県市町村合併推進本部〉

- 本部長：第1順位の副知事
- 副本部長：第2順位の副知事
- 委員：各部長、教育長、気仙沼地方振興センター所長及び各地方県事務所長
- その他：総務部次長や主管課長等で構成する幹事会等も併せて設置
- 所掌事項：

- ・市町村合併の申請に対する処分に関すること
- ・市町村建設計画の協議及び変更協議に関すること
- ・市町村合併に対する支援の企画及び総合調整に関すること
- ・市町村合併の調査研究に関すること
- ・市町村合併の気運醸成、情報提供に関すること
- ・その他市町村合併の推進に必要な事項に関すること 等

〈宮城県市町村合併推進本部地方支部〉

- 支部長：気仙沼地方振興センター所長又は各地方県事務所長
- 委員：各保健福祉事務所長、各産業振興事務所長、各土木事務所長等
- その他：各事務所の担当班長等で構成する幹事会も併せて設置

4 みやぎ新しいまち・未来づくり調査研究事業（平成13・14年度）

県内全域において、市町村合併の検討の端緒となるよう、より具体的な基礎資料を提供するため、県内全域を対象にした「基礎調査」と、平成13年度当時既に合併に関する研究や協議が行われていた地域を対象にした「実地調査」を実施した。

基礎調査では、「宮城県市町村合併推進要綱」で示した合併の組合せを基本として、合併に対する財政支援策や合併後の類似団体との比較による効率化の目安、合併した場合の自治体の財政規模などについて、各種統計指標の整理・分析を行った。

また、実地調査では、大河原町・村田町・柴田町の地域について、3町との共同により、当該地域に係る社会経済動向、事務事業の比較、財政の現況と今後の展望、合併の効果と課題、地域の将来像について具体的に調査検討を行うとともに、平成13年度当時加美郡四町合併推進協議会が設置され、講演会の開催や広報誌の発行、住民座談会の開催等を通じてある程度住民において合併に対する認識が高まったと考えられる中新田町、小野田町、宮崎町、色麻町の加美郡4町において、合併に係る住民意識を把握するための住民意向調査を実施した。

以上の調査結果について報告書として取りまとめ、各市町村等に情報提供したほか、財政シミュレーションソフトの作成なども行った。

5 宮城県市町村合併推進構想（平成17年度）

平成17年4月より施行された合併新法において、都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会の設置勧告等、従来に増して重要な役割の位置付けがなされた。

本県においては、先に述べた「宮城県市町村合併推進要綱」を考慮しながら、県内各地で合併についての具体的な検討や協議が自主的・主体的に進められた結果、9つの新しい市町が誕生し、県内の市町村は71から36に大きく再編された一方、諸事情により合併が進展しなかった市町村や合併しない選択をした市町村が27団体残ることになり、圏域毎の進ちょく状況にも大きな差異が生じる結果となった。

これらの状況を踏まえ、引き続き自主的な市町村合併を推進する必要があることから、後述する「みやぎ新しいまち・未来づくり審議会」の答申結果に基づき、平成18年3月に「宮城県市町村合併推進構想」を策定した。

構想では、市町村合併の推進に関する県の基本的な考え方や市町村合併に対する県の支援策を示したほか、本県における市町村合併の組合せを地域での検討・協議の経過や熟度等を考慮し「新法下での合併を推進すべき市町村の組合せ」、「新法下での合併が望ましい市町村の姿」等に区分し、区分に応じ県として適切な対応を行うことを規定した。

※宮城県市町村合併推進構想は「第4章 参考資料5（P220）」参照

6 みやぎ新いまち・未来づくり審議会の設置（平成17年度）

平成17年5月に総務大臣により定められた「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」に基づき市町村合併推進構想を定めるほか、知事の諮問に応じ、本県における自主的な市町村合併の推進に関し重要な事項を調査審議するために、平成17年10月に「みやぎ新いまち・未来づくり審議会」が設置された。

審議会では、平成22年4月に合併特例法が改正されるまでの、いわゆる合併新法下における合併の推進を図るため、「宮城県市町村合併推進構想」の策定や改正等について審議が行われた。

（1）審議会委員

氏名	所属・役職（役職は当時のもの）	就任期間	備考
佐々木信夫	中央大学大学院経済学研究科教授	H17.11.2～H22.3.31	会長
横道 清孝	政策研究大学院大学教授	H17.11.2～H22.3.31	副会長
遠藤 恵子	東北学院大学教養学部教授	H17.11.2～H19.3.2	
鹿野 文永	宮城県町村会会长（鹿島台町長）	H17.11.2～H19.3.23	
木下 淑恵	東北学院大学法学部准教授	H19.11.2～H22.3.31	
佐々木功悦	宮城県町村会会长（美里町長）	H19.11.2～H22.3.31	
成田由加里	公認会計士・税理士	H17.11.2～H22.3.31	
沼田 健一	宮城県市議会議長会副会長 (岩沼市議会議長)	H17.11.2～H22.3.31	
増田 聰	東北大学大学院経済学研究科教授	H17.11.2～H22.3.31	
間庭 洋	仙台商工会議所専務理事	H17.11.2～H22.3.31	

（2）開催経過

①平成17年度

第1回：平成17年11月2日（水）

議題：審議事項等案について

　　自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項について 等

第2回：平成17年12月26日（月）

議題：旧合併特例法下における市町村合併の取組経過の分析について

　　市町村を取り巻く現状と課題について

　　「市町村合併の推進に関する構想」作成に係る意識調査の概要について

　　市町村の合併の推進に関する本県の基本的な考え方について

構想対象市町村の選定と組合せの基本的な考え方について 等

第3回：平成18年1月19日（木）

議題：本県における市町村合併の組合せ（案）について

市町村合併に対する支援策（案）について 等

第4回：平成18年3月23日（木）

議題：宮城県における市町村の合併に関する推進に関する構想について 等

②平成18年度

平成19年3月29日（木）開催

議題：平成19年度における市町村合併推進の考え方について 等

③平成19年度

平成20年3月24日（月）開催

議題：宮城県市町村合併推進構想の一部改正について

平成20年度市町村合併推進方針について 等

④平成20年度

平成21年3月27日（金）

議題：今後の市町村合併の支援のあり方について 等

⑤平成21年度

審議事項なく開催実績なし

7 その他の取組

(1) 気運醸成と情報提供

市町村支援・市町村合併に対する各種問い合わせへの対応や必要な情報提供など地域に密着した相談窓口として、各地方振興事務所及び総務部市町村課に「市町村支援・合併相談コーナー」を設置したほか、シンポジウム・講演会等の開催やパンフレットの配布、出前講座の実施等を通じ、市町村合併の推進に関する気運醸成を促進した。

また、ホームページや県政だより等の活用により広く情報を提供したほか、関係団体等との連携、協力により、市町村合併について広く住民の理解、認識を深めるための啓発事業を行った。

加えて、後述する「みやぎ新しいまち・未来づくり推進事業補助金」により、公共的民間団体等が行う市町村合併の推進に関する講演会の開催や調査研究事業、その他気運醸成に資する事業に対し、その経費の一部を支援した。

(2) 合併研究会及び合併協議会への支援

市町村合併に関する調査研究や市町村合併に向けた具体的な協議を行うために、後述する「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」や「市町村合併準備交付金」により、合併研究会や合併協議会の運営に要する経費に対して財政支援を行うとともに、要望に応じて合併協議会事務局への県職員の派遣を行った。

(3) 合併市町への支援

新市町の要望に基づき、一定期間、必要に応じて県職員を派遣したほか、市町村職員が合併後に新たに必要となる業務に関する専門知識、技術等の修得に資するため、市町村の要望に応じて研修派遣を受け入れた。

また、合併により新たに市制を施行することに伴い、従来県が行っている事務の移管等が円滑に行われるよう、必要な支援等を行った。

(4) 財政的な支援

①合併旧法下（平成10年度～平成17年度）における財政支援措置

「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」

○交付対象者

合併市町村、合併関係市町村、合併協議会等

○交付対象事業

- a. 市町村合併をテーマとする調査研究事業や講演会等の啓発事業
- b. 合併協議会の運営

c. 合併市町村が行う行政サービスの格差是正事業や、広域サービスシステムの整備、市町村建設計画に基づき合併から5年以内に着手する各種施設の整備等

○交付額

10/10 (合併1件につき5億円を上限)

※交付対象事業のうち、aは1会計年度当たり上限100万円(2年間を限度)、
bは原則として500万円+100万円×構成市町村数(1会計年度当たり上
限1,000万円・3年間を限度)

②合併新法下（平成19年度～平成21年度）における財政支援措置

「宮城県市町村合併準備交付金」

○交付対象者

「宮城県市町村合併推進構想」において「新法下での合併を推進すべき市
町村の組合せ」に位置付けられた市町村の合併協議会等

○交付対象事業

合併協議会の運営経費や市町村合併をテーマとする調査研究事業、講演
会等の啓発事業等

○交付額

・合併研究会等が行う市町村合併をテーマとした調査研究事業や啓発事業
等:上限100万円(1年間限り)

・任意合併協議会の運営経費等:上限500万円(1年間限り)

・法定合併協議会の運営経費等:500万円+100万円×構成市町村数(1会
計年度当たり上限1,000万円、3年間を限度)

③合併旧法・新法下（平成12年度～平成21年度）における財政支援措置

「みやぎ新しいまち・未来づくり推進事業補助金」

○交付対象者

公共的民間団体（営利を目的としない公共的な活動を営む民間団体のう
ち、政治団体及びこれに準ずる団体、宗教団体並びに特定の思想の普及を
目的とする団体を除いた団体）

○交付対象事業

市町村合併の推進に関する調査研究事業や、講演会の開催等市町村合併の
推進に関する気運醸成に資する事業

○交付額

補助対象経費の1/2(1会計年度当たり上限50万円、2年間を限度)